

経済産業省

平成21・06・25原院第1号

実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年6月30日

経済産業省原子力安全・保安院長 薦田 康久

実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）の一部を改正する規程

実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）（平成14・07・29原院第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、平成21年6月30日から施行する。

経済産業省

平成21・06・25原院第1号
平成21年6月30日

実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の再評価について

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-151b-09-3
NISA-191b-09-2

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、実用発電用原子炉施設の設置許可及び設置変更許可に係る安全審査において、原子炉施設への航空機落下を外部人為事象として設計上考慮する必要性の有無について、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について（内規）」（以下「評価内規」という。）に基づき審査を行っているところです。

評価内規において、離着陸時及び巡航中の計器飛行方式民間航空機の原子炉施設への落下確率評価における入力パラメータ等に関する考え方として、広域航法（RNAV）経路について「今後、頻繁に使用されるRNAV経路が確認された場合には、当該ルートを航空路と見なして評価することとする。」としているところですが、今般、航空法において広域航法（RNAV）経路の本格的な運用が開始され、同経路が頻繁に利用される状況となっていることから、広域航法（RNAV）経路についても、評価対象経路である旨を明確にするために、評価内規の一部を別添のとおり改正することといたしました。

原子炉施設への航空機落下確率の評価につきましては、原子炉の設置許可又は評価内規制定時の評価において、原子炉施設への航空機落下を外部人為事象として設計上考慮する必要性がないことを確認しておりますが、広域航法（RNAV）経路の本格的な運用を踏まえ、評価をより確実なものとする観点から、当院は、実用発電用原子炉設置者に対し、下記の対応を求めることとします。

なお、実用発電用原子炉施設に係る指針類を参考とする発電の用に供する研究開発段階炉についても同様の報告を求めることとします。

記

既許可の原子炉施設について、原子炉施設への航空機落下を外部人為事象として設計上考慮する必要性がないことを再確認するため、改正後の評価内規に従った評価を実施し、その結果を平成21年10月31日までに当院に報告すること。

なお、日本原子力発電株式会社東海発電所においては、現時点で原子炉の燃料体及び使用済燃料を有していないことが確認されていることから、報告の対象としない。